

民主党東京都総支部連合会規約改正案

民主党東京都総支部連合会規約の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 民主党の基本理念・基本政策に賛同し、本会の定める入党手続きを経た18歳以上の日本国民を党員とする。手続きの詳細は別途細則に定める。

第10条第1項を次のように改める。

第10条 大会は、本会の最高議決機関とし、次の各号に定める代議員をもって構成する。

- (1) 総支部ごとに選出された各2名の者
- (2) 本会所属の国会議員、都議会議員、区市町村議会議員
- (3) 常任幹事会が必要と認めた者

第10条第3項を次のように改める。

3 会長は、自ら必要と判断するとき又は本会所属の国会議員、都議会議員、区市町村議会議員の3分の1以上の要請があったときは、すみやかに臨時大会を招集するものとする。

第13条第5項を次のように改める。

5 会長の任期は1期2年間とし、原則として連続2期を超えて在任することはできない。

第14条第3項の次に次の1項を加える。

4 副会長の選任あたっては、国会議員、都議会議員及び区市町村議員よりそれぞれ1名以上選任する。

第17条第4項を次のように改める。

4 常任幹事会は、幹事長が主宰し、原則として毎月1回以上開催するものとする。

本規約改正は、決定と同時に発行する。

民主党東京都総支部連合会規約改正案

上記の議案を別紙の通り、民主党東京都総支部連合会大会運営細則第7条の規定により提出します。

平成24年9月27日

民主党東京都総支部連合会常任幹事会 御中

提出者

代議員 浜田 浩樹 (渋谷区議会議員)	代議員 鈴木 建邦 (渋谷区議会議員)
代議員 大塚たかあき (東京都議会議員)	代議員 安斉 あきら (杉並区議会議員)
代議員 大沢 昇 (東京都議会議員)	代議員 増田 裕一 (杉並区議会議員)
代議員 酒井 大史 (東京都議会議員)	代議員 山下 和明 (杉並区議会議員)
代議員 門脇ふみよし (東京都議会議員)	代議員 石黒 達男 (練馬区議会議員)
代議員 増子 博樹 (東京都議会議員)	代議員 永野 裕子 (豊島区議会議員)
代議員 くまき美奈子 (東京都議会議員)	代議員 佐藤 利信 (板橋区議会議員)
代議員 泉谷 つよし (東京都議会議員)	代議員 鈴木 明 (足立区議会議員)
代議員 斎藤 あつし (東京都議会議員)	代議員 小椋 修平 (足立区議会議員)
代議員 今村 るか (東京都議会議員)	代議員 徳永 雅博 (江東区議会議員)
代議員 原田 大 (東京都議会議員)	代議員 川名 雄児 (武蔵野市議会議員)
代議員 神野 吉弘 (東京都議会議員)	代議員 ひがしまり子 (武蔵野市議会議員)
代議員 新井ともはる (東京都議会議員)	代議員 須山 卓知 (府中市議会議員)
代議員 浅野 克彦 (東京都議会議員)	代議員 滝口 幸一 (小平市議会議員)
代議員 渡辺 専太郎 (港区議会議員)	代議員 奥谷 浩一 (東村山市議会議員)
代議員 小野 憲一郎 (新宿区議会議員)	代議員 須藤 博 (武蔵村山市議会議員)
代議員 守本 利雄 (中央区議会議員)	代議員 梅田 春生 (立川市議会議員)
代議員 青柳 雅之 (台東区議会議員)	代議員 大石 富巳夫 (立川市議会議員)
代議員 山本 一仁 (文京区議会議員)	代議員 岩見 大三 (三鷹市議会議員)
代議員 向 めぐ美 (品川区議会議員)	代議員 福田 貴史 (調布市議会議員)
代議員 森 愛 (大田区議会議員)	代議員 正木 清 (狛江市議会議員)
代議員 木村 洋子 (目黒区議会議員)	代議員 太田 久美子 (狛江市議会議員)
代議員 鴨志田 リエ (目黒区議会議員)	代議員 戸塚 正人 (町田市議会議員)
代議員 吉野 正人 (目黒区議会議員)	代議員 伊藤 忠之 (八王子市議会議員)
代議員 中村 公太朗 (世田谷区議会議員)	代議員 馳平 耕三 (羽村市議会議員)
代議員 佐伯 利昭 (中野区議会議員)	代議員 大塚 あかね (羽村市議会議員)
代議員 森 隆之 (中野区議会議員)	代議員 青鹿 和男 (日の出町議会議員)